

# 柏市オープンデータ推進に関するガイドライン

平成27年3月31日 制定

本ガイドラインは、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、本市が保有する情報をオープンデータとして市民等に公開し、活用を促進することにより、市民生活の利便性の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、オープンデータの推進に向けた基本的な考え方及び取り組みの方向性について示すものである。

## 第1章 オープンデータの推進に関する基本的考え方

### 1 定義

「オープンデータ」とは、自治体が保有する公共データが、市民や企業等に利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータを指す。

### 2 意義・目的

#### (1) 市政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、市民が本市の施策等について十分な分析・判断を行うことが可能となり、市政の透明性・信頼性の向上が図られる。

#### (2) 市民生活の利便性の向上

オープンデータの活用が進展し、多様なサービスが創出されることにより、市民が享受できるサービスの質が向上し、市民生活の利便性の向上が図られる。

#### (3) 市民・企業等との協働の推進

オープンデータの活用が進展し、市民・企業等と情報共有が図られることで、市民の市政への関心が高まり、市民協働の促進が図られる。

#### (4) 地域経済の活性化

本市が保有する情報を営利目的も含め、オープンデータとして

公開することにより，新たなビジネスの創出や企業活動の効率化が期待でき，本市経済の活性化が図られる。

## 第2章 オープンデータ推進に向けた取り組みの方向性

### 1 対象データ

本市が保有する情報のうち，本市ウェブサイトにおいて公開しているものを対象とする。ただし，個人情報や個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められない情報は対象外とする。

本市ウェブサイトにおいて公開していない情報については，市民ニーズの高いものについては，その必要性を検討した上で，可能なものから順次公開するものとする。

### 2 二次利用に関する基本的ルール

#### (1) 二次利用を可能とする利用ルールの設定

オープンデータとして公開する情報は，二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き，二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については，「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」を活用し，その中でも可能な限り「CC-BY」による公開を検討する。第三者の権利が含まれているデータや，個別法令による制約等により利用を制限する場合には，その旨を明示することとする。

また，著作物とならない情報（数値データ，単なる事実等）については，著作権の保護対象外であり，二次利用の制限はないことを明示する。

#### (2) 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータ化するデータについては，コンピューターで機械的に読み取り，処理して再利用することを考慮したデータ構造とするよう努める。また，可能な限り特定のアプリケーション依存しないデータ形式（CSV等）での公開を行う。より高度な利用が可能なデータ形式（RDF等）での公開についても検討し拡大していく。

#### (3) 第三者の著作物が含まれる情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータの全部または一部に第三者

の著作物が含まれる場合，当該第三者との協議の上決定する。本市はオープンデータとしての公開について，可能な限り当該第三者の合意を得るよう努めるものとする。

#### (4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項等の表示

オープンデータ化に当たっては，当該データの情報の時点や作成日，内容など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。また，利用に当たっての注意事項や，データを利用したことにより損害を生じた場合，本市はその責を負わない旨を明示する。

### 3 利活用の取り組みの方向性

#### (1) 利活用に係る要望への対応

民間からオープンデータの利活用について要望，提案等があった場合には，その趣旨，内容等を検討した上で，可能な限り当該要望を踏まえた取り組みを進める。

#### (2) 民間との協働による利活用の促進

オープンデータに対する市民，企業，NPO等の利用ニーズを把握するよう努めるとともに，民間が行う利活用の取り組みについて，その趣旨，内容等を検討した上で，連携・協働して推進する。

#### (3) 活用事例の紹介

市民等が本市のオープンデータを活用し，新サービス等を創出した場合には，その内容がオープンデータの利活用促進の意義に沿うものか判断した上で，本市オフィシャルウェブサイト等で積極的に紹介する。

### 4 本ガイドラインの改訂

本ガイドラインの内容は，今後の国における検討や関連技術の進展等を踏まえて随時改訂していくものとする。

#### 附則

このガイドラインは，平成27年3月31日から施行する。

## 《参考》

### ※1 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

コンテンツに対して著作権を保持しながら一定の自由を事前に許諾している事を、分かりやすく表示するためのパブリックライセンスの一つ。ライセンスは全部で6種類ある。

### ※2 CC - BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つ。原作者のクレジット（氏名，作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし，改編・営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。

### ※3 CSV

Comma Separated Values の略。データ内の項目をカンマで区切ったテキスト形式のファイル。汎用性が高く，様々なアプリケーションで開くことが可能。

### ※4 RDF

Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル，更新日などのデータ自体に関する情報（メタデータ）を記述する言語。コンピュータが扱う情報の分類や検索等の自動化・効率化を図ることが可能。